

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三条第一項第一号から第十号まで若しくは第十五号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))としている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>[2〜7 略]</p> <p>8 第六条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等(次に掲げる者 e r l資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三条第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))としている場合における当該子会社(以下「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>[2〜7 同上]</p> <p>8 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

をいう。)の対象資本等調達手段を最終指定親会社等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の第二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十五号に掲げる会社(同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子会社等としている場合における当該子会社等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 〔略〕

〔二・三 略〕

〔9～14 略〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の第二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子会社等としている場合における当該子会社等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 〔同上〕

〔二・三 同上〕

〔9～14 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。